

(公印省略)  
伊監第112号  
令和6年1月23日  
(2024年)

様

伊丹市監査委員 堀口 明伸

伊丹市監査委員 齊藤 真治

### 財政援助団体等監査結果報告

地方自治法第199条第7項の規定により、令和5(2023)年度に実施した財政援助団体等  
監査の結果は、次のとおりでした。

同条第9項の規定に基づき提出いたします。

#### <監査の対象>

公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団  
伊丹ミュージアム運営共同事業体

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

財政援助団体監査、公の施設の指定管理者監査

(地方自治法第199条第7項による監査)

## 第2 監査の対象

本監査は、以下の団体及び所管部局において、令和4(2022)年度に執行された、市の補助金及び公の施設の管理運営に関する出納その他の事務を対象に監査を実施しました。ただし、必要がある場合は、対象年度以外にも及ぶこととしました。

公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団

伊丹ミュージアム運営共同事業体

都市活力部	まち資源室	文化振興課
教育委員会事務局 生涯学習部	—	社会教育課、スポーツ振興課

## 第3 監査の着眼点

所管事務事業が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、主に、以下の着眼点により監査を実施しました。

① 所管部局の事務について	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助金等財政的援助の法的根拠は適正か。</li><li>・補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。</li><li>・補助金等の交付決定は法令等に適合しているか。</li><li>・補助金等の額の算定・交付方法、時期、手続等は適正か。</li><li>・補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。</li><li>・精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。</li><li>・補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。</li><li>・補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。</li><li>・協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。</li><li>・管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。</li><li>・事業報告書の点検は適切になされているか。</li><li>・指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状</li></ul>

	<p>況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協定書、仕様書等に基づき、適切に施設、備品が管理されているか。</li> <li>・協定書、仕様書等に基づき、適切に事業が実施されているか。</li> <li>・指定管理者制度の採用により、効率的な管理、運営を図られ、利用促進が働くものとなっているか。指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。</li> <li>・指定管理者の施設利用に関する権限の行使は適正か。</li> <li>・利用料金制を採用せず、指定管理者が使用料等を徴収又は収納している場合、その使用料等を適正に払い込んでいるか。</li> <li>・指定管理者の指定の法的根拠は適正か。</li> </ul>
② 財政援助団体の事務について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書は符号するか。</li> <li>・事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。</li> <li>・補助金等に関する出納関係帳票の整備、記帳は適正になされているか。</li> <li>・補助金の目的外流用はないか。</li> <li>・精算報告は適正に行われているか。精算の時期は適切か。</li> </ul>
③ 公の施設の指定管理者の事務について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。</li> <li>・条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。</li> <li>・公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。</li> <li>・公の施設の管理に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正になされているか。</li> </ul>

なお、事務の執行体制、各事務にかかる業務量と頻度、事務処理の複雑性等から誤り等が発生するリスクを考慮し、監査を実施しました。

#### 第4 監査の主な実施内容

本監査の実施にあたっては、財政援助団体に対し、関係帳簿及び書類の提出を求め確認、突合、閲覧を行い、必要に応じて財政援助団体及び所管部局の関係職員より事情を聴取し、あるいは財政援助団体及び所管部局へ赴き実査する等、伊丹市監査基準にのっとり、公正妥当な方法により実施しました。

## **第5 監査の日程**

令和5年(2023年)10月24日～令和5年(2023年)12月25日

## **第6 監査の結果**

監査対象団体の概要、改善を要する主な事項は、以下に示すとおりです。

## I 監査対象団体の概要

### 1 公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団

#### ① 設立年月日

平成4年2月12日

#### ② 事務所の所在地

伊丹市宮ノ前1丁目1番3号 伊丹市立文化会館（東リ いたみホール）内

#### ③ 設立の目的

伊丹市における芸術・文化、生涯学習及びスポーツの振興に関する事業を行うことにより、市民の文化意識の向上及び健康の増進を図るとともに、地域社会の発展と豊かな市民生活の形成に寄与すること。

#### ④ 事業の概要

- (1) 芸術・文化、生涯学習及びスポーツに関する各種事業
- (2) 芸術・文化、生涯学習及びスポーツに関する調査及び研究
- (3) 芸術・文化、生涯学習及びスポーツに関する資料の収集及び情報の提供
- (4) 伊丹市の芸術・文化施設、生涯学習施設及びスポーツ施設の管理
- (5) 伊丹市の芸術・文化事業、生涯学習事業及びスポーツ事業の受託
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

#### ⑤ 伊丹市との関係

##### (1) 出捐（出資）

伊丹市は、基本財産 310,000 千円の全額を出捐しています。

##### (2) 補助

伊丹市は、運営費として、令和4年度に 93,639 千円の補助金を交付しています。

（\*印が監査対象とした補助金）

	補助金名	対象経費	金額	所管課
*	いたみ文化・スポーツ財団運営補助金	公共的団体等の運営費	93,639,000 円	文化振興課

##### (3) 指定管理

下記施設の指定管理者であることから、伊丹市は令和4年度に総額 564,668 千

円の管理運営委託料を支出しています。（\*印が監査対象とした施設）

	管理施設名	所在地	指定期間	指定管理委託料	(利用料金 事業収入)	所管部局
*	文化会館 (東りいたみホール)	宮ノ前1丁目1番3号	令和4年4月1日 から 令和7年3月31日	169,261,000円	63,183,189円	文化振興課
*	演劇ホール (アイホール)	伊丹2丁目4番1号		56,319,000円	17,657,950円	
*	音楽ホール (伊丹アイフォニック ホール)	宮ノ前1丁目3番30号		82,652,000円	26,813,001円	
*	生涯学習センター (ラストホール)	南野2丁目3番25号	平成31年4月1日 から 令和6年3月31日	110,675,000円	53,737,360円	社会教育課
	図書館南分館	南野2丁目3番25号		34,667,000円	6,640円	図書館
	伊丹市昆虫館	昆陽池3丁目1番地 昆陽池公園内	平成31年4月1日 から 令和6年3月31日	110,438,000円	52,065,621円	みどり自然課
*	伊丹スポーツセンター	鴻池1丁目1番1号	平成31年4月1日 から 令和6年3月31日	656,000円	234,237,993円	スポーツ振興課

## 2 伊丹ミュージアム運営共同事業体

### ① 成立年月日

令和3年(2021年)10月5日

### ② 事務所の所在地

伊丹市宮ノ前2丁目5番20号

### ③ 設立の目的

市立伊丹ミュージアムの管理運営業務を共同連帯して営むこと。

### ④ 構成団体

公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団(代表団体)

公益財団法人柿衛文庫

## ⑤ 伊丹市との関係

### (1) 指定管理

下記施設の指定管理者であることから、伊丹市は令和4年度に187,720千円の管理運営委託料を支出しています。（\*印が監査対象とした施設）

	管理施設名	所在地	指定期間	指定管理委託料	利用料金 事業収入	所管部局
*	伊丹ミュージアム	宮ノ前2丁目5番20号	令和4年4月1日 から 令和7年3月31日	187,720,916円	89,104,700円	文化振興課

## II 指摘事項

[団体：公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団]

[団体：伊丹ミュージアム運営共同事業体]

### I 組織管理について

#### (1) 過重労働と労務管理について

公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団が指定管理を行っている 7 施設について、労働基準法に基づく時間外労働及び休日労働に関する協定（36 協定）を締結し、法定労働時間を超える労働時間の上限を、1 カ月 45 時間及び年間 360 時間等と定めています。また、全施設において、臨時的に上限を超えて時間外労働を行わなければならない特別な事情が予想されるため、特別条項付き協定を締結し、時間外労働の上限を 1 カ月 100 時間未満、年間 720 時間、2 カ月間から 6 カ月間の各期間の平均 80 時間及び 1 カ月 45 時間を超える月数が 6 カ月とする旨等が定められています。

令和 4 年度及び令和 5 年 4 月から 8 月までの労働時間について調査したところ、伊丹ミュージアムにおいて、令和 4 年度の時間外労働時間が、1 カ月 100 時間以上の職員が 5 名（延べ 8 件）、そのうち 4 名の職員について、2 カ月間から 6 カ月間の各期間の平均が 80 時間を超えていました（延べ 29 件）。さらに 1 名の職員の時間外労働時間が、年間 720 時間を超えていました。

これらは、伊丹ミュージアムの開設に引き続き、企画展の準備が主な事由ですが、開設準備や企画展準備は想定されたことで、事前対策により労働基準法に違反した過重労働は、回避できたはずです。労働災害を未然に防止するためにも、事務事業の合理化・効率化、平準化、事業の質の標準化、事務分担や協力体制の見直し等、必要な対策を講じて適正な勤務実態を維持するよう取り組んでください。

また、令和 4 年 9 月、令和 5 年 10 月の二度にわたり伊丹労働基準監督署から労働基準法違反等については是正勧告等を受けたことを受け止め、市とも十分に連携、協力して事務局総務部門や各事業所での労務管理、組織管理の充実・強化を図ってください。

[所管部局：都市活力部 まち資源室 文化振興課]

該当なし



[所管部局：教育委員会事務局 生涯学習部 社会教育課]

該当なし

[所管部局：教育委員会事務局 生涯学習部 スポーツ振興課]

該当なし